

別海町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年 7 月 31 日制定

令和 2 年 7 月 31 日改正

令和 5 年 3 月 27 日改正

令和 5 年 8 月 31 日改正

令和 8 年 8 月 31 日改正

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

当農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進」に取り組むため、法第7条第1項に基づく指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第5条第1項に規定する北海道の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び基盤強化法第6条第1項に規定する別海町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の趣旨に則り、長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員の任期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

（1）遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)			遊休農地の割合 (B/A)
		計	1 号	2 号	
現 状 (令和8年4月)	63,200ha	0ha	0ha	0ha	0%
3年後の目標 (令和11年4月)	63,300ha	0ha	0ha	0ha	0%

目 標 (令和 18 年 4 月)	63, 300ha	0ha	0ha	0ha	0%
----------------------	-----------	-----	-----	-----	----

【目標の考え方】

別海町の遊休農地の割合は現状で 0 % である。今後も離農戸数の増加が懸念されることから、目標年に向けて遊休農地の解消とともに更なる発生の防止に努める。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

各推進委員会の区域ごとに、農地法に基づく利用状況調査等を実施し、併せて、通常業務の中で遊休農地の早期発見に配慮することで、農地の状況把握に努める。

その中で、遊休化の恐れがある場合や遊休化した農地の所有者に対して農地中間管理機構の利用も含めた中で指導を行うなど、遊休農地発生の解消・未然防止を推進する。

また、山林、原野化した農地復元不可能な土地は、非農地判定を実施するなど適正な農地の確定や把握ができるよう推進する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和 8 年 4 月)	63, 200ha	64, 382ha	101. 9%
3 年後の目標 (令和 11 年 4 月)	63, 300ha	64, 640ha	102. 1%
目 標 (令和 18 年 4 月)	63, 300ha	65, 248ha	103. 1%

【目標設定の考え方】

担い手への農地利用集積率は令和 8 年 4 月時点において 101. 9% となっており、北海道で示されている集積率 95% は超えている状況である。

また、今後も認定農業者等担い手への更なる農地集積を図ることとして、令和 11 年度および令和 18 年度の目標値については現状の増加率により設定する。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の見直しを、町や関係団体と協力し推進する。

また、農地利用に係る権利移動は、担い手の意向に基づく農地の集積・集約化を推進するとともに、農地中間管理事業及び農地売買等事業等の活用を促し、計画実現に向けた調整活動を推進する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和8年4月）	5 人 （ 320.3ha）	1 件 （ 1.9ha）
3年後の目標 （令和11年4月）	9 人 （ 540ha）	件 （ 0 ha）
目 標 （令和18年4月）	30 人 （ 1,800ha）	件 （ 0 ha）

【目標設定の考え方】

過去5年間の新規就農者数の年平均は3.6戸であることから、今後も同様に推移することを目指し、令和11年度および令和18年度の年目標も同様に3戸とした。

なお、町内の新規就農対策の方向性は研修牧場等の設立活用など個人の就農が目的であることから、町外からの法人参入については現時点では計画しないこととする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

別海町・町内各農業協同組合・農業改良普及センター及び別海地域担い手育成総合支援協議会等と連携し、新規就農希望者の把握をするとともに離農等に伴う農地権利移動等とのマッチングをすることで、スムーズな新規就農を促進する。

また、新規就農に関わる各種資金制度や農地の権利設定など営農定着に向けたフォローアップを推進する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

別海町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、別海町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用への働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力